

第 13 号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年 11 月 25 日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年熊本県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号イの表市房第一発電所の項中「15, 100 キロワット」を「15, 600 キロワット」に改め、同表市房第二発電所の項中「2, 300 キロワット」を「2, 400 キロワット」に改め、同表阿蘇車帰風力発電所の項を削る。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条第 2 項第 1 号イの表阿蘇車帰風力発電所の項を削る改正規定 公布の日
- (2) 第 3 条第 2 項第 1 号イの表市房第二発電所の項の改正規定 令和 2 年 2 月 29 日
- (3) 第 3 条第 2 項第 1 号イの表市房第一発電所の項の改正規定 令和 2 年 3 月 24 日
- (4) 第 6 条の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日

(提案理由)

電気事業における市房第一発電所及び市房第二発電所の発電設備の更新並びに阿蘇車帰風力発電所の廃止並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。